

「本年度も宜しくお願いします」

新年度が始まり、1か月が経ちました。

この記事を書いている時は、新型コロナウイルスの影響でどぶろくの売り上げもマタギの湯の宿泊のお客様も軒並みダウン。5月の広報が出るころには終息しているといいな。と思いがけず書いています。

今までは、仕込みと火入れ以外は、商工観光課で作業をしていました。これからは、毎日どぶろく工房で仕込みと火入れ以外の仕事も習得していきます。

どぶろくは生き物なので、手間暇かけてあげればその分美味しくなるので、今まで習得していなかった部分も、丁寧に作業できるようにしたいと思います。

とはいえ：鷹巣からだ、毎日打当までの通勤が結構しんどいんですが、大好きなどぶろくの為ならエンヤコラサッサ！

北秋田市
地域おこし
協力隊

きたあきたの
魅力発掘

vol.26

高橋彩子隊員



▲委嘱状交付

品質を落とさず、通年通して同じ品質・味のを製造していけるよう頑張ります！

昨年度は、生産量を増やしたものの品切れになってしまったことが度々あったので、本年度はそうならないようさらに生産量を増やす予定です。

北秋田市の特産として国内外のイベントに出品し、どぶろくの認知度がもっと上がれば良いなと思います。

美味しいどぶろくを一人でも多くの人に楽しんで頂ければ嬉しいです。

**ショーン
コリガン**

ありがとうございます、南中

令和2年4月1日、鷹巣南中学校の長い歴史に幕が閉じられ、鷹巣中学校と統合をし、鷹巣地区中学校の数が1つになってから、一か月がたちました。学校がなくなることはさびしいことですが、今の鷹巣中学校はこれから、2校分の光をもって明るく輝いていけばと思っています。

閉校式は、規模が縮小されたため、出席を控えました。よって、今回の写真は南中ではなく、職場の市役所第二庁舎で撮影したものです。

実は、日本の学校といえば、日本にやってきたアメリカ人である私にとって、大きなカルチャーショックの一つでした。もっと具体的にいうと、「学校の数が

私が見た北秋田
Kitaakita from My Eyes NO.45

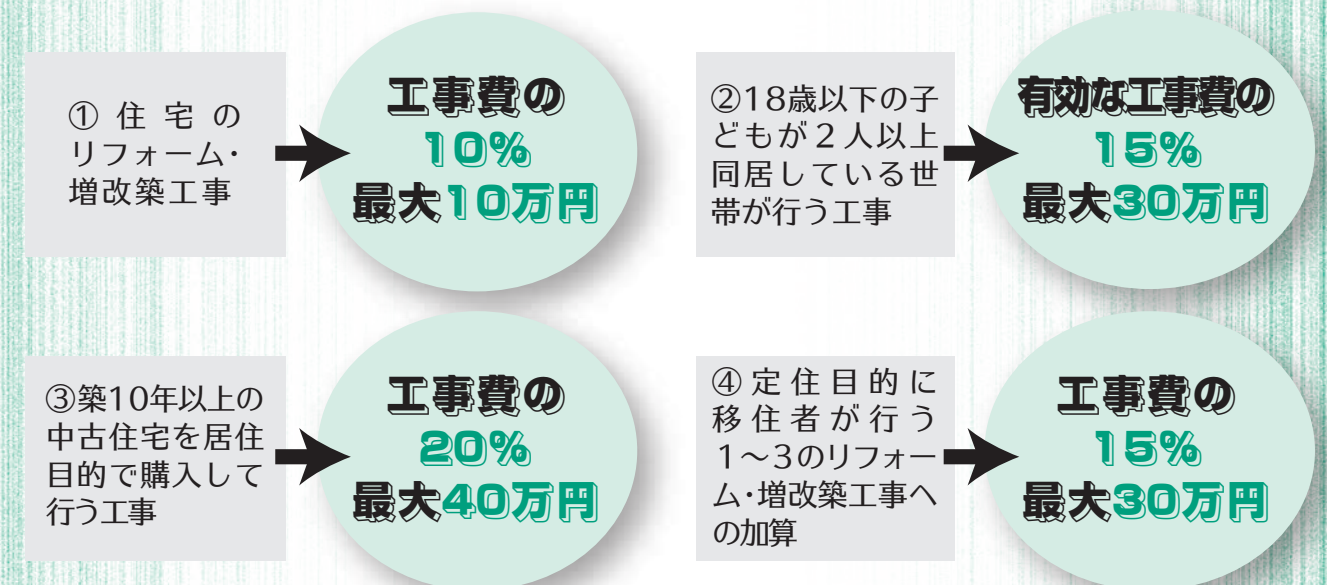
多いな〜」や「地域に大事にされているな〜」という印象が残りました。アメリカで大事にされていないわけではありませんが、北秋田市のような広いエリアでは、中学校が一つしかない地方が多いです。スクールバス通学の片道が1時間近くなるのが当たり前の環境から来た私には、地域の方々から学校への愛情が強く感じられます。




リフォームを考えている方必見!! 住宅リフォーム支援事業を活用ください!!

市民の皆さんが市内業者を利用して、住宅のリフォームまたは増改築を行う場合に、補助金を交付する制度です。対象となる工事の種類と補助額は4種類です。

【お問合せ】都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246



対象者

- 市に住民登録をされている方
- 市税等を滞納していない方
(工事する住宅に住む家族を含む)

対象となる住宅

- 市内にある住宅（別荘等を除き、新築1年以上経過していること）
- 賃貸（賃貸予定も含む）をしていない住宅
- 併用住宅は、住宅部分が面積の2分の1以上の住宅
- 申請者または親や子が所有し、かつ居住する住宅
- その他、市長が同等と認める場合

対象となる工事

- 補助対象となる工事費用が30万円以上（税込）の工事
- 令和3年3月12日までに完了する工事
- 市内に本店のある業者または住民登録された個人事業主が施工する工事

申請場所

都市計画課（森吉庁舎）、生活課（本庁舎）、合川及び阿仁総合窓口センター

申請方法

工事着手前に補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

①〜③共通/工事契約書または請書の写し/内訳明細書または見積書の写し/工事着工前（全施工箇所）の写真/図面/その他必要と認める書類

※以下の項目に該当する場合の必要書類

- ・申請者と居住者が異なる場合 戸籍謄本
- ・リフォーム後に転居する場合 誓約書
- ・③の場合 不動産登記簿謄本の写し/売買誓約書の写し/空き家証明書
- ・移住者の場合 戸籍の附票

注意事項

- ▷①〜③の申請は併用できません。
- ▷②は同居している祖父母の申請も可能です。
- ▷③の空き家は、平成30年10月1日以降に取得した住宅に限ります。
- ▷補助金の交付申請は、同一年度内に一回限りです。
- ▷前年度までに本事業を利用された方は、先に受けた補助金と合わせて、それぞれの限度額までの補助となります。(①は限度額20万円、②と③は最大補助金額と同額)

補助対象にならないもの

- ▷対象工事が重複する市補助制度の補助金に相当する費用（木造住宅耐震補助、浄化槽設置補助、介護保険住宅改修費支給など）
- ▷公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
- ▷門・塀等、いわゆる外構工事費用
- ▷重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事費用
- ▷その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事費用
- ▷5月7日以降に着工した工事のうち、交付決定前に着工したもの